

府子本第466号  
3文科初第2696号  
子発0331第16号  
令和4年3月31日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会  
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省子ども家庭局長

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について（通知）」  
の一部改正について（通知）

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について（通知）」  
（令和元年9月13日付け府子本第497号・元文科初第745号・子発0913第4号内  
閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局  
長連名通知）について、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月  
21日付け閣議決定）を踏まえ、別紙新旧対照表のとおり改正し、令和4年4月1日から適  
用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）  
に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願  
いたい。